

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休むときは、
翌日とする)

目次

- ◇規則 鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則
- ◇告示 土地改良事業の認可
土地改良事業の変更の認可

規則

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年九月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十六号

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県特別医療費助成条例施行規則(昭和四十八年十月鳥取県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条(見出しを含む。)中「第五号」を「第六号」に改め、同条を第三条とし、以下一条ずつ繰り上げる。

別表を次のように改める。

別表(第三条関係)

疾	病	患	者
小児慢性腎炎、ネフローゼ又は小児気管支ぜんそく		十八歳未満の者で通院して治療を受けているもの	
先天性代謝異常(ウイルソン病、先天性クレチン症、先天性無ガンマグロブリン血症、フェニールケトン尿症、ホモシスチン尿症、シスチン尿症、楓糖尿症及びガラクトース血症)又は血友病		十八歳以上の者	

備考 この表に定める疾病(以下「対象疾病」という。)には、対象疾病に直接起因して併発した疾病を対象疾病と併せて治療を受ける場合における当該疾病を含むものとする。

様式第一号中「第1号」を「第2号」(第4条関係)とし、「第5号」を「第4号」に改める。

様式第二号から様式第六号までを次のように改める。

様式第2号(第4条関係)

特別医療費補助所要額調書

年度

市町村名

1 特別医療費補助所要額

助成事業区分	補助基本額 (イ) 千円	補助所要額(イ)× $\frac{1}{2}$ (ロ) 千円	備考
条例別表第1号			
条例別表第2号			
条例別表第3号			
条例別表第4号			
条例別表第5号			
条例別表第6号			
合計			

- (注) 1 補助所要額は、千円未満は切り捨てること。
 2 補助基本額算出内訳を別紙として添付すること。

2 補助対象人員調べ

補助 対年 象月 人日 現在	内 訳	受給資格証交付済人員						合計	
		条例別表 第1号	条例別表 第2号	条例別表 第3号	条例別表 第4号	条例別表 第5号	条例別表 第6号		
	国民健康保険被保険者	人	人	人	人	人	人	人	
	その他の 社会保険	被保険者 又は組合員							
		被扶養者							
	計								

(注) この調べは、特別医療費補助金交付申請書の提出月の初日現在とする。

様式第3号 (第6条関係)

特別医療費補助金概算 (精算) 交付請求書

職 氏 名 殿

年 月 日付 診察特医第 号をもって概算払 (額の確定)

通知のあつた特別医療費補助金を下記のとおり請求します。

年 月 日

市町村長 氏 名 印

記

交付請求額	金	円
-------	---	---

添付書類

- 1 特別医療費補助金受入額調査書
- 2 交付決定通知書の写し
- 3 概算払 (額の確定) 通知書の写し

様式第4号 (第6条関係)

特別医療費補助金受入額調査書 (第 / 4半期分)

市町村名

助成事業区分	交付決定額 (額の確定額) 計(円)	前回までの 受入額(円)	今回請求額 (円)	残 額 (円)-(円)-(円)	備 考
条例別表第1号	円	円	円	円	
条例別表第2号					
条例別表第3号					
条例別表第4号					
条例別表第5号					
条例別表第6号					
合 計					

条 例 別 表 第 六 号	現 物 給付額	延べ 件数													
		金額													
	償 還 給付額	延べ 件数													
		金額													
	計	延べ 件数													
		金額													
合 計	現 物 給付額	延べ 件数													
		金額													
	償 還 給付額	延べ 件数													
		金額													
	計	延べ 件数													
		金額													

- (注) 1 延べ件数は、特別医療費請求書及び特別医療費申請書により支給した件数を記入すること。
- 2 収入額(イ)欄は、損害賠償による返還金、不正利得による返還金及びその他の収入の累計額を記入すること。

様式第6号(第8条関係)

特別医療費補助事業実績報告書

職氏名殿

鳥取県特別医療費助成条例施行規則第8条の規定に基づき、年度における事業実績を次のとおり報告します。

年 月 日

市町村長氏 名 印

助成事業区分	助成費支給件数		特別医療費助成支出額(ア)	収入額(イ)	特別医療費補助基本額(ア)-(イ)(ウ)	補助所要額(ウ)×1/2(エ)	補助金受入済額(オ)	差引き過不足額(エ)-(オ)	備考
	区分	延べ件数							
条例別表第1号	国民健康保険被保険者	件	円	円	円	円	円	円	
	その他の被保険者又は組合員								
	社会保険被扶養者								
条例別表第2号	国民健康保険被保険者								
	その他の被保険者又は組合員								
	社会保険被扶養者								
条例別表第3号	国民健康保険被保険者								
	その他の被保険者又は組合員								
	社会保険被扶養者								
条例別表第4号	国民健康保険被保険者								
	その他の被保険者又は組合員								
	社会保険被扶養者								
条例別表第5号	国民健康保険被保険者								
	その他の被保険者又は組合員								
	社会保険被扶養者								
条例別表第6号	国民健康保険被保険者								
	その他の被保険者又は組合員								
	社会保険被扶養者								
合計	国民健康保険被保険者								
	その他の被保険者又は組合員								
	社会保険被扶養者								

(注) 延べ件数は、本年度に特別医療費請求書及び特別医療費申請書により支給した件数を記入すること。

添付書類 特別医療費助成事業に係る歳入歳出決算の見込書

附 則
この規則は、昭和四十九年十月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第八百二十六号

溝口町から申請のあつた町営土地改良(上野地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年九月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年九月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百二十七号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良(横手地区ほ場整備)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年九月二十四日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和四十九年九月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三